

安保法制違憲訴訟第5回期日 意見陳述

原告ら訴訟代理人 弁護士 福田 護

新安保法制法の基本的な違憲性と立法事実の不存在について述べます。

1 立法事実なき強行採決

- (1) 憲法9条の解釈を変更して集団的自衛権の行使を認める2014年7月1日の閣議決定（本閣議決定）は、同年5月15日のいわゆる安保法制懇の報告を受ける形でなされましたが、安倍総理大臣は、その報告当日記者会見をして政府の「基本的方向性」を発表しました。その中で安倍総理大臣は、紛争地域から退避する日本人母子が乗っている公海上の米軍艦を描いたパネルを示しながら、自衛隊がこの米艦を相手国の攻撃から防護できなくていいのかと訴え、「こうした事態は机上の空論ではありません」「まさに紛争国から逃げようとしているお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさん、子供たちかも知れない。かれらが乗っている米国の船を、今、私たちは守ることができない」と熱弁をふるい、集団的自衛権の行使の必要性を訴えたのでした。この同じ事例は、本閣議決定当日の安倍総理大臣の記者会見でも、重ねて訴えられました。

ところが国会審議のなかで、結局、この米艦に日本人が乗っているかどうかは、存立危機事態かどうかの判断にとって「絶対的なものではない」、言い換えれば無関係である、ということが明らかになりました。

- (2) もう一つ繰り返し強調された事例が、ホルムズ海峡の機雷掃海の必要性でした。これは、2012年8月のアーミテージ・レポートで日本による実施が求められ、上記安保法制懇もこれを取りあげ、本閣議決定直後の衆参予算委員会の集中審議でも真っ先に集団的自衛権行使の必要事例として挙げられ、新安保法制法案の国会審議の中でも繰り返し繰り返し取りあげられてきたものです。

そこでは、日本が輸入する石油の8割が通過するホルムズ海峡が機雷で封鎖された場合、機雷除去を自衛隊ができなければ国民生活に死活的な影響が生ずるとして、集

团的自衛権の行使の必要性が訴えられました。しかも、他国の領域での自衛隊の武力の行使は、「ホルムズ海峡の例以外は、現在念頭にありません」と繰り返され、唯一の事例だと説明されていました。

ところがこの事例についても、国会審議の終わりごろになって、安倍総理大臣は、「今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」と答弁するに至っています。

- (3) それならば、この法律はいらないはずです。結局、あれほど大騒ぎをして、集団的自衛権の行使ができなければたいへんなことになると、煽情的に訴えられた事例が、両方とも立法事実たりえないことが明らかになったのです。そうであれば、この法案は一旦撤回されるべきものでした。ところが国会では、言論と民主主義の府とは到底思えない、問答無用の強行採決が敢行されたのでした。

2 海外派兵はしないという詭弁

また、安倍総理大臣は、前述の安保法制懇報告当日の記者会見を含め、新安保法制法の下でも、「自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません」「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるもので許されない。これは新三要件の下で集団的自衛権を行使する場合であっても全く変わらない」「他国の領域での武力の行使は、ホルムズ海峡以外は念頭にありません」と繰り返し強調しました。

しかし、存立危機事態における「他国に対する武力攻撃」を排除する自衛隊の武力の行使は、その性質上当然に、当該他国の領域における武力の行使を予定するものであり、法文上も、もちろん外国の領域を不可とする何の限定もありません。すなわち新安保法制法は、自衛隊の海外での武力の行使を前提とするものです。政府も国会答弁で、「法理上」はそうなることを認めざるをえませんでした。

そして、海外で武力の行使をする自衛隊は、憲法9条2項の「戦力」に該当することをはや否定することはできませんし、「交戦権」の行使の主体となることも明らかです。

安倍総理大臣の海外派兵はしない、できないという答弁は、このような安保法制法の最も基本的な違憲性と大きな危険性から国民の目をそらすとする詭弁というほかはありません。そしてこのような詭弁がまかり通ってしまう行政府と立法府の現状は、真に憂慮すべき事態にあるといわなければなりません。

以上

原告ら訴訟代理人 島村 海利

新安保法制法の違憲性・各論

第1 はじめに

新安保法制法の強行採決による「成立」及び施行により、自衛隊法95条の2が新設されました。この条文は、自衛隊の武器等防護のために、自衛官が武器を使用できることを定めた自衛隊法95条の適用場面を拡張し、米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用を認めるものです。

第2 米艦防護等の実施

米軍等の部隊の武器等防護については、平成29年5月に、海上自衛隊護衛艦「いずも」と「さざなみ」が、房総半島沖周辺で米海軍の補給艦と合流し、任務を行いました。この間、海上自衛隊護衛艦の艦載ヘリコプターを補給艦に着艦させ、海自艦が補給艦から燃料の補給を受ける手順を確認するなどの訓練も実施したといえます。

また、平成29年4月以降、海上自衛隊の補給艦が、北朝鮮の弾道ミサイル警戒にあたる米イージス艦に給油を行っていたことが明らかになりました。これは、新安保法制法の一環として改正された日米物品役務相互提供協定（ACSA）の発効を受けたものです。

第3 問題点

(1) そもそも、自衛隊法95条の2のもとになった95条ですら、憲法上疑義が唱えられてきました。すなわち、武器等防護のための武器使用は、防護対象が主に武器であるため、生

命・身体に対する自然的権利とは言えません。従来、95条の解釈として、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為に対処するため、武器等の退避によっても防護が不可能であること（事前回避義務）、武器等が破壊されたり相手が逃走したりした場合には武器使用ができなくなること（事後追撃禁止）など、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の使用のみが許されるものとされてきました。

米軍の武器等防護のために自衛官が武器を使用することに、憲法上の根拠があるとは考えられませんし、国際法上の説明も困難であるとの指摘もなされています。

(2) また、武器等防護行為から集団的自衛権の行使に発展するおそれがあります。米軍の武器等防護が実際に行なわれる場面を想定してみましょう。相手国等から米軍に対し、武力行使に至らない程度の何らかの侵害行為があったとして、その相手国等に対して自衛官による武器の使用がなされたとしましょう。普通に考えて、相手国等からすれば、自衛隊が反撃してきたと思うのは明らかです。そうすると、それは集団的自衛権の実質的な行使であり、国会の承認も内閣総理大臣の防衛出動命令もないまま、日本が国際的武力紛争の当事者になることとなります。

(3) つまり、それは、文民統制が機能しないことを意味します。戦争というのはいつも、現場での小競り合いをきっかけに始まってしまうものです。さらに恐ろしいことに、米艦防護等の実施については、特異な事象が発生した場合のみ、速やかに公表するとされています。政府は、現在も、「運用上の理由」を盾に実施状況を公表していないのです。国民には何も知らされないうちに、自衛隊が米軍のために発砲し、戦争が始まってしまうという危険があるのです。

第4 なし崩し的に続く米軍との一体化

前述したとおり、新安保法制法の違憲性が叫ばれる中でも、米艦防護や米イージス艦への給油が既に行われています。

今回の実績をもとに、日本海に展開する米原

子力空母カール・ビンソンや米イージス艦に対する「米艦防護」や、米戦闘機に対する「米軍機防護」などへと拡大する危険もあります。

その先にあるのは、集団的自衛権が実際に行使され、米軍との一体化がさらに進むことです。

他国と一体となって武器を使用することを許すことは、「武力の行使」に当たり、又はその具体的危険を生じさせるものですから、憲法9条1項に違反します。また、戦争に容易につながっていく行為を行うことを認めているという意味で、憲法9条2項にいう交戦権の否認にも反します。

したがって、新安保法制法により新設された自衛隊法95条の2は、違憲です。

以上

原告ら訴訟代理人 伊藤 真

違憲審査制と裁判所の役割

違憲審査権の意義と裁判所の役割を主に論じ、裁判所は付随的違憲審査制であることや司法消極主義を理由に、新安保法制法の違憲判断を回避することがあってはならないことを諸外国と対比しながら論じる。

1 民主的な政治過程との関係について

違憲審査権は、伝統的な私権保障型の付随的審査制を基本としながらも、それが憲法保障の機能をもつべきであるということにも十分に配慮しなければならない。

その配慮とはすなわち、裁判所は、付随的審査の基本的枠組みを維持し、議会に敬意と謙譲を払いつつも（司法消極主義）、必要な場合に合憲性の統制に積極的になることである（司法積極主義）。その「必要な場合」かどうかは、「広く、立法事実や憲法事実、社会的背景や権力機関の機能状況等」を総合的に考慮して判断するほかない。

「必要な場合」かどうかの判断は、代議的自治の政治過程によって悪法を矯正できない状況にあったかどうか、1つの指標となる。

では、新安保法制法案の審議過程において、そうした国民の声が反映されていたかといえば、全くそうではなかった。むしろその不十分さと異常さが顕著な国会というほかはなかった。首相らの答弁が二転三転し、委員会決議がないままに採決

が強行された。このように、新安保法制法の審議過程における不十分さと異常さに照らせば、国民の声がそこに届いていたとは言いがたく、憲法が予定する議会制民主主義を破壊して作られたものだとさえいえる。そうだとすると、裁判所は、合憲性の統制に積極的に乗り出さねばならない。

2 統治行為論について

仮に統治行為論を概念として肯定したとしても、本件訴訟は司法判断がなされるべき事案である。まず、砂川判決の統治行為類似の理論に従って今回の新安保法制法を判断するのであれば、「一見極めて明白に」違憲無効か否かの判断を避けて通ることはできない。

そもそも、統治行為論は、政治問題については、裁判所よりも国民の意思が直接反映されている国会で判断するほうが民主主義に適合することに支えられている。ところが、新安保法制法は先に述べたように不十分な審議経過と異常な議決によって成立し、権力間のバランスが崩れる中でなされたものであり、国会判断に敬意と謙譲を払うべき場面ではない。

仮に政治部門が憲法破壊を進める状況にありながらも、司法府が何もできないとしたら、憲法81条で違憲審査権が認められたことの意義が大きく減殺される。

3 憲法判断の回避について

憲法判断回避の準則によって裁判所が自己抑制をすることがある。しかしこれは、絶対的なルールではない。どのような場合に裁判所が憲法判断を行うかについては、憲法にも法律にも何ら明文の規定はない。むしろ、類似の事件が多発する恐れがあり、明確な憲法上の争点があるような場合に憲法判断することは学説上も是認されてきた。この点について、芦部信喜教授は、憲法判断回避のルールによらず、憲法判断に踏み切る際に総合的に考慮すべき要素として「事件の重大性」、「違憲状態の程度」、「その及ぼす影響」、「権利の性質」をあげる。これらの要素を当てはめてみたとしても、新安保法制法の憲法適合性にかかわる本件訴訟については「憲法判断回避の準則」を適用できる場合ではない。

4 外国の違憲審査制

日本国憲法の違憲審査制のあり方について考

える際に、日本と同様に立憲主義、法の支配、権力分立、民主主義、司法権の独立、そして基本的人権の保障などの憲法価値を重視している外国の違憲審査制のあり方が参考になる。

まず、アメリカでは裁判所が積極的に違憲審査権の行使に踏み切ってきた事実を指摘できる。権力分立が機能してきたといえ、1986年に連邦最高裁は、外交関連の問題がすべて政治問題となるわけではなく、政治問題となるのは政策の選択等であって、法律の解釈の問題は政治問題にはならないとしている。

本件訴訟は、新安保法制法が違憲であるか否かという憲法問題を問うものであり、こうした重要な法律問題を解決するために裁判所が積極的にその権限を行使すべき事案であることは、アメリカの政治問題の法理の展開を見ても明らかである。

なお、日本において、司法消極主義の根拠として、民主的基盤を持たない裁判所は民主的基盤を持つ政治部門の判断に対しては謙抑的であるべきだと主張されることがある。しかし、フランスの「転轍手」理論によれば、裁判所の判断はたとえ違憲判断であっても最終的には憲法改正国民投票を含めた国民の判断に委ねることになるのであるから、民主主義という観点からは全く問題がない。裁判所は政治部門と比較した際の自らの民主的基盤の弱さを理由に、積極的に憲法判断、違憲判断を下すことを躊躇する理由は一切ないといえる。

ドイツでは憲法擁護のための機関として、連邦憲法裁判所が憲法に明記された。議会の決定がファシズムへの道を開いた歴史的事実から、かつての議会への信頼感が失われ、それを統制する必要性が広く共有されたからであった。

アメリカやフランス、ドイツでは「人権保障」のために裁判所が積極的に違憲審査権を行使し、憲法違反との判決を下すことに躊躇しない現実がある。フランスの「転轍手」理論が示すように、違憲審査権は民主主義に反するどころか、主権者である国民に対して国政の最終決定権に関する意見表明の場を提供する可能性があるという点で、決して民主主義に反するものでないという主張が受け入れられている。フランスやドイツでも、「憲法院」や「連邦憲法裁判所」の積極

的な人権擁護の判断は、多くの国民の支持を得ている。

5 裁判所と裁判官の職責

新安保法制法をめぐっては、日本の裁判所は「人権保障」の職責を自覚し、違憲判断を行うべき緊急性がアメリカやフランスの事例以上に高いものとなっている。裁判所が新安保法制法に対して憲法判断を避けることにより、違憲の既成事実が積み重ねられることを黙認したり、あるいは誤った合憲判断を下したりした結果、新安保法制法が存続することになれば、多くの自衛官が海外での戦闘で殺傷されるような事態を招くことになろう。そのような事態に至らないよう、日本の裁判所もアメリカ、フランス、ドイツの裁判所と同様に、人権、そして憲法価値を守る存在であることを明確な判決で示し、日本にも「法の支配」が存在することを内外に明らかにする職責が裁判所にはあるのである。

そもそも、「人権保障」と「憲法保障」という目的は、「水と油」のような相いれない関係ではない。むしろかなり重なり合う。「人権保障」のためには、「私権保障型」の司法審査制を固守するのではなく、「憲法保障機関」としての裁判所でもあるべきという要請は、日本国憲法下での裁判所にも当てはまる。

いうまでもなく、戦争は最大の人権侵害である。国家が戦争に近づくことを阻止することは、最大の人権侵害を未然に防ぐことを意味する。だからこそ、人権保障のためには、憲法9条や前文の平和主義が要請する平和国家としての憲法秩序の維持が必要なのであり、この憲法秩序を保障するために、裁判所が「憲法保障機関」としての役割を果たすことが要請されるのである。

新安保法制法は日本人を危険な状態に陥らせる可能性が高い。そして実際に日本人が「殺傷され」てからでは、決して救済はできない。だからこそ、日本人が戦争やテロなどで生命や身体、安全が危機にさらされる事態、日本人が戦争で人を殺傷し、殺傷される事態を事前に予防するため、「防波堤」である憲法前文や9条の平和主義の価値を擁護する「憲法保障機関」としての裁判所であることも、人権保障の観点から要請されているのである。

原告らの精神的苦痛を無視して、具体的な権利侵害がないから違憲審査権を行使しないなどという立場に立つのであれば、新安保法制法のために日本人が人を殺傷し、殺傷される事態が生じたとき、新安保法制法を成立させた安倍内閣、そして国会とともに裁判所も共同で責任を負うことになる。人権保障の役割を遂行するためには、「憲法保障」のための裁判所としての役割を果たすことも求められているのである。

そして、政府が立憲主義に反する姿勢を取っているときに、裁判所には、これを是正する職責がある。内閣法制局が、内的批判者たる法律家としての役割を自ら放棄してしまった今回のような事態においては、政治部門の外にいる裁判所が、立憲主義の擁護者としてその役割を積極的に果たす以外に、日本の立憲主義を維持貫徹する方途はない。

これまでもそれぞれの時代における、その時代固有の司法の役割、裁判官が果たすべき役割があった。今の時代は、政治部門が憲法を尊重し敬意を払っているとは思えない状況にあり、政治部門内での抑制・均衡が機能不全に陥っている。これまでにないほどに立憲主義、平和主義、民主主義といった憲法価値が危機に直面している。こうした時だからこそ、果たさなければならない司法の役割、裁判官の使命があるはずである。

私たちは、裁判所にあえて「勇気と英断」などは求めない。この歴史に残る裁判において、裁判官としての、法律家としての職責を果たしていただきたいだけである。憲法を学んだ同じ法律家として、司法には、政治部門に対して強く気高く聳え立っていてほしい。このことを切に願う。

以上

原告 今野寿美雄

1 私は、2011年3月11日の東日本大震災の頃、福島第一原発から10kmくらいの浪江町で妻と幼稚園のひとり息子と暮らしていました。

私は、原子力従事者で、当日は宮城県の女川原発に出張中でした。女川湾も津波に襲われ移動できず3月15日まで足止めになりました。

3月11日の夜、ニュースで福島第一原発が全電源喪失し、原子炉水位が低下していることを知りました。メルトダウンしていることは確実だと思いました。家族はちゃんと遠くに避難しているだろうかといっても立ってもいられない思いでした。

15日になって、やっと福島に向かいましたが、自宅のある浪江町はすでに立ち入り禁止区域になっていました。

妻や息子は誘導されて避難していましたが、そこは、実は自宅周辺よりも放射線量の高い地域だったことがわかりました。国や県は、SPEEDIのデータを生かさず、汚染の状況や被ばく量を隠し続けて、汚染の酷い高線量地域に人々を留めおき、不要な被ばくを受けさせ続けたのです。情報が広報され誘導にいかされていればと悔しくて仕方ありません。国も自治体も、安定ヨウ素剤の配布も、服用もさせず、避難させず、何の対策も取らないどころか、被ばく拡大をしました。その後、故郷に帰れない私たちは転々とし、現在、福島市飯坂温泉に出来た復興公営住宅で避難生活を続けています。

仮住まいで転校させた子どもも小学校を卒業する年になってしまい、不安定に6年を過ごさせたのではないか、あるいは、子どもの世界での「原発避難のいじめ」にも日々心を痛めています。

2 幼稚園だった息子は、確実に被ばくし、事故後、半年位経ってから、1か月に2度、風邪をひくようになりました。免疫力の低下によるものと思われます。2年間位続きました。私たち大人はともかく、まだ小さな子どもの受けた内部被ばくの影響が今後どのように出てくるのか、本当に不安でたまりません。

行政は、被ばく量を測定してほしいと希望しても行いませんでした。高い数値が出ないよう

に、半減期が過ぎる物質があればそれを待ちたかったのではないかと思います。また、旅館に避難中、当時出産直前の親戚の女性が、生まれてくる子に母乳が飲ませられるかどうか知りたく、母乳の汚染検査を求め県庁に何度も依頼しに出掛けましたが、「国や県の意向で測る事は、出来ない」と言われました。その数値が高いことを明らかにしたくなかったのではないのでしょうか。彼女は初乳だけを赤ちゃんに飲ませ、あとは乳を捨て、支援物資の粉ミルクを与えていました。

放射線障害防止法は『一般人の追加被ばく線量年間 1mSv（シーベルト）以下』という基準を定めていました。ところが事故後は、年間 20mSv まで許容される、などとしています。私は、原子力で 29 年間働いてきましたが、今までで最高の被ばく線量は、年間 12mSv です。いかに、20mSv という数値が大きいかということです。原子力従事者より多くの被ばくを小さな子どもたちに強要しているのです。子どもの将来をいったいどう考えているのかと本当に許せない思いです。

3 安保法制ができたことによる現実的な恐怖
安保法制の成立により、戦争をするアメリカと一線を画してきましたが、これからはアメリカと一緒に戦争をする国になってしまいました。日本も、また他国から疎まれてテロの対象になる可能性が高くなりました。日本が各地に多数おいている原発は格好の餌食です。少し前のパリのテロの時にも、フランス政府は原発へのテロを警戒したといえます。原発が狙われるというのは、私の思い過ごしではありません。

原発が狙われたときには、その被害は甚大です。近隣住民は、故郷を失い、生活の安定を失い、健康被害を受けさらには、私たち大人が守らなければいけない子どもたちが、将来どんな被害を生じるとも分からない被爆の結果を残すのです。原発の被害は、絶望的な被害で、それを受けた者の苦悩は言葉で言い尽くせません。

原告陳述 土田 黎子

私は、1941 年の生まれです。仙台で空襲に遭いました。

1945 年 7 月 10 日未明、テニアンを発った B 29 が 120 機あまり襲来し、3000 人近い人が一夜

にしてなくなったいわゆる仙台大空襲です。私は、3 歳 8 ヶ月でしたが、燃え盛る街なかを母に背負われ逃げたその時の映像が、記憶が鮮明にあります。

翌朝、幸運にも焼け残った私の住まいの一部屋に、焼夷弾の直撃を受け亡くなった父の友人が畳に乗せられて運ばれてきました。その部屋に行ってはいけないといわれていましたが、私がそっと部屋をのぞいてみると、畳のへりに白い米粒のようなものが一面にびっしりはり付いていて、それが蠢いていた光景を幼子心に忘れることができません。今も「戦争」という言葉を耳にすると、この光景が鮮明に蘇ってきます。

戦争の記憶は重苦しい空気の記憶でもありません。

私の父はキリスト教会の牧師でした。キリストを唯一の神と信じる父と母にとっては、現人神である天皇以外の神を礼拝することが許されなかった戦争の時代は本当に辛い時代だったということです。信者の礼拝出席はゼロになり、監視に来ていた特高の警官だけが、熱心な信者であるかのような皮肉な光景だったということでした。父は、特高からも何度も呼び出され、事情を聞かれたりしたそうです。また、隣組が組織されていたため、近隣からは、「耶蘇教の牧師なんて敵性思想にかぶれた英米のスパイだ」と言われ、我が家は、近所から完全に孤立していたようです。幼い私には、事情は分からず、ただ、父が家から連れて行かれるときの恐ろしさと不安、父が戻ってくるまで、母が合掌をせずとお祈りをしている光景は記憶に残っています。

家の中一杯に漂う、その不安で重苦しい空気は忘れることができません。

私は長く保育園で子どもたちに関わってきました。子どもたちは小さくても、3 才から 5 才くらいの時期に感受性も育ちます。私が体験した戦争、町が炎に焼かれ人が亡くなるという体験は子ども心に刻印され、消えることのないものだということを、自分の仕事を通して学びました。

私は、この自分の体験から、二度と戦争を起こさないため、子どもたちを戦争に巻き込まな

いために、戦争の時代にどんなことがあったのかを伝える冊子を作る活動をするようになりまし。その活動の中で、実際戦場に行かされた兵士の苦しみにも出会いました。特に、日本軍の常軌を逸した残虐性、軍隊内の隷属関係、兵士を見殺しにするような無謀な作戦や他民族蔑視など、人が人でなくなる戦場の実相を次第に知るようになりまし。

戦後、二度とあのような戦争を起こさないように日本国憲法が作られました。戦前の言論弾圧や思想良心、信教の自由が侵害されたことから、これらを強く保障する規定も整備されました。にもかかわらず、2015年9月に安保法制が強行採決されて以来、精神的な自由さが奪われていた幼児期の息苦しさやよみがえるとともに、元兵士たちが伝えてくれた戦場での経験を反芻し、悪夢をみる思いでいます。

この国は三権分立が貫かれており、立法や行政が誤ったことをしたときには、司法が正しく判断してくれる、人権の最後の砦である国だと信頼してきまし。

ところが、原発のこと 沖縄のこと 全国にある米軍基地のことなどについて、もっと国民の権利を考えてもらいたいから判断を避けてしまっているようにみえることに一国民として司法に信頼をもてなくなっています。

どうか、私たちがこの安保法制ができたことで負っている戦争の不安、苦しみを分かって下さい。そして、司法の使命を果たして下さい。

空襲のあと亡くなった人の周りで蠢いていたウジの話や、最近になって2才年上の兄にしてみました。兄ははっきり覚えていました。「あのときは7月で暑くてにおいがひどかったから、僕はヤマユリを何度も取りに行き、たくさん摘んで来てその人の周り置いたんだ。そして遺体を焼く薪を運ぶ手伝いもして、遺体を焼いたんだよ。」と初めて話してくれました。兄の心の中にも重苦しいものがずっと残っていました。

二度とこんなことを日本でも他国でも起こすことのないようにして下さい。

原告 恒本 肇

1 私は北海道の出身で、1978年に国鉄に就職し、その後分割民営化を経て清算事業団を2年経験し、1989年にJR東日本に採用になり現在に至っています。

高校を卒業し就職して仕事を覚える傍ら、労働運動に出会いその側面から労働に対する見方、国鉄赤字に対する政府や財界の思惑などを知らる中で、自ずと政治や社会について考えるようになりまし。私の所属する国労は、日本がアジアの多くの民衆を犠牲にしてきた戦争を二度と繰り返さないこと、翼賛会政治のような潮流には決して流されないことを誓い合い労働者の団結の下に結成されました。結成当初から幾多の困難を経て現在まで一貫していることは、団結と平和の追求です。私は戦争を知らない世代ではありますが、第二次世界大戦後も世界で起きている戦争を見るときに、日本が当事者となって引き起こした先の戦争を反省し、誓った平和憲法こそ紛争の絶えない現代世界の中で胸を張って広めなくてはならないものであると思います。

2 ところが、2015年9月に多くの国民の声を無視し安保関連法が成立させられました。平和憲法に反するものであり、精神的な苦痛は体調にも影響を及ぼしています。

私たち公共交通に従事する者は、必ず戦争に加担することになるからです。戦中の国鉄は人を運ぶだけではなく、兵隊と戦車と爆弾を載せて走った歴史があります。現在でも、米軍基地へのジェット燃料輸送にJRが使われていますが、アメリカの戦争にいかなる形であれ、参戦することになれば、自ずと対戦国の標的されることにもなりかねません。そして、私たちと同様に鉄道だけではなく空路、航路に従事する労働者、医療に従事する労働者など、過去の戦争にかかわった多くの産業労働者、直接的に関わることになる自衛隊員、その家族の悲惨な心情は、戦後70年間続いてきた日本の平和を覆すだけではなく、アジアの各国に対する信頼の崩壊に繋がりがねません。

3 ところで、私は7年前から、東京の目黒駅で出札・改札等や緑の窓口などを担当していま

す。

目黒駅は、1日のJR利用者が約11万人ほど、それ以外に私鉄や地下鉄もあり、乗降人員だと70万人近くになります。また、場所柄大使館(コロンビア、タイ、フランス、ネパール、インドネシア等)等が多くあるので、外国人旅客数は増加していて、外国人だからと目立つこともありません。監視カメラは、目黒駅に何十台とありますが、警察官の姿もカメラにはよく写っています。監視やコントロール手段が充実してきているとはいえ、鉄道の駅は空港などとは違い、基本的にセキュリティーチェックはありません。切符さえ買えば、爆弾を身体に巻き付けた人でも紛れ込むことができます。この状況を冷静に考えたとき、この人混みでテロを行うことは容易であり、その被害は膨大に及びます。惨状は想像できます。それは、そして、一つの駅で事件が起きれば東京はあっという間に交通も生活もマヒします。

アメリカと一緒にあって武器を持って戦う国になることは、テロの危険を招くこととなります。監視カメラや警官の監視では防ぎきれません。このことの不安は、安保関連法ができて以来、片時も私の心から離れることはありません。

カメラに写る多くの人の波を日々目にするとき、穏やかにこの駅を通過し無事に目的地に着いてほしいと思います。日々行き来する乗客の方たちに危険は絶対に来ないでほしいと祈ります。

司法には、この危険な憲法違反の安保関連法が違憲であることをはっきりと認めてほしいです。